

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）（本則関係）	1
○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第三条関係）	39
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第四条関係）	40
○ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）（附則第五条関係）	49
※物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）による改正後のもの	

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 地域公共交通計画の作成及び実施</p> <p>第一節 第四節（略）</p> <p>第五節 鉄道事業再構築事業（第二十三条―第二十五条の二）</p> <p>第六節 鉄道再生事業（第二十六条・第二十六条の二）</p> <p>第七節 自動車地域旅客運送サービス再構築事業（第二十六条の三―第二十六条の六）</p> <p>第八節 海上運送利便確保事業（第二十六条の七―第二十七条）</p> <p>第九節 第十二節（略）</p> <p>第四章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>少子高齢化が急速に進展していること、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化並びに旅客の運送の進展により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス（以下「地域旅客運送サービス」という。）の提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていること</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 地域公共交通計画の作成及び実施</p> <p>第一節 第四節（略）</p> <p>第五節 鉄道事業再構築事業（第二十三条―第二十五条）</p> <p>第六節 鉄道再生事業（第二十六条・第二十七条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第七節 第十節（略）</p> <p>第四章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス（以下「地域旅客運送サービス」という。）の提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共</u></p>

に鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施並びに再構築協議会による再構築方針の作成に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫並びに地域の関係者の連携と協働を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ・ロ（略）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）及び同法による一般乗用旅客自動車運送事業者（第八号ロにおいて「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）並びに同法第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する者として国土交通省令で定める者を除く。以下「自家用有償旅客運送者」という。）

ニ・ホ（略）

ヘ イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道施設（鉄道事業法第八條第一項に規定する鉄道施設をいう。第十号ホにおいて同じ。）又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であつて、

団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施並びに再構築協議会による再構築方針の作成に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫並びに地域の関係者の連携と協働を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ・ロ（略）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）及び同法による一般乗用旅客自動車運送事業者（第七号ロにおいて「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）並びに同法第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する者として国土交通省令で定める者を除く。第十三号において「自家用有償旅客運送者」という。）

ニ・ホ（略）

ヘ イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道事業法による鉄道施設又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する

公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの

三・四 (略)

五| 施設利用者用運送サービス提供者 教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動の目的となる施設を設置し、又は経営する者であつて、当該施設の利用に付随するサービスとして、無償で、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車以外の自動車を使用して、当該施設の利用者を運送するものをいう。

六| 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業、自動車地域旅客運送サービス再構築事業、海上運送利便確保事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び地域公共交通利便増進事業をいう。

七〇九 (略)

十| 鉄道事業再構築事業 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であつて、当該区間において旅客鉄道事業を営営する鉄道事業者(以下この号において「現行事業者」という。)又は当該現行事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業を営営しようとする者が、当該区間に係る旅客鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ次のイからニまでに掲げる事業構造の変更を行うとともに、次のホ又はへに掲げる措置その他の措置により利用者の利便を確保するもの(鉄道再生事業に該当するものを除く。)をいう。

イ〇二 (略)

ホ| 現行事業者が行う鉄道施設の建設若しくは改良又は車両の取得若しくは改良(イからハまでに掲げる事業構造の変更と

ものを設置し、又は管理するもの

三・四 (略)
(新設)

五| 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び地域公共交通利便増進事業をいう。

六〇八 (略)

九| 鉄道事業再構築事業 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であつて、当該区間において旅客鉄道事業を営営する鉄道事業者又は当該鉄道事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業を営営しようとする者が、当該区間に係る旅客鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ次に掲げる事業構造の変更を行うとともに、利用者の利便を確保するもの(鉄道再生事業に該当するものを除く。)をいう。

イ〇二 (略)

(新設)

ともに行うものにあつては、当該事業構造の変更前に行うものであつて、当該鉄道施設又は車両が当該事業構造の変更に係るものである場合に限る。）

ヘ 他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行時刻の設定

十一 (略)

十二 自動車地域旅客運送サービス再構築事業 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域、一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域又は自家用有償旅客運送（道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送であつて、自家用有償旅客運送者が行うものをいう。以下同じ。）に係る路線若しくは運送の区域（以下「バス路線等」と総称する。）

でその全部若しくは一部が休止され、若しくは廃止され、又はこれらの別のおそれがあるものにおける運送を、運送の種別又は態様の別のいかんにかかわらず再び実施し、又は継続するために行う事業であつて、地方公共団体が当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供する第二号ハに掲げる者を国土交通省令で定めるところにより選定し、他の旅客自動車運送事業者（同法第四十三条第三項第一号に規定する旅客自動車運送事業者をいう。）、自家用有償旅客運送者、施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者による当該選定をした者への人員の派遣、自動車その他の輸送施設の貸与又は運送に関する業務の一部の提供（第三章第七節において「人員派遣等」という。）のあつせんその他当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させるものをいう。

十三 海上運送利便確保事業 一般旅客定期航路事業に係る航路のうちその事業の用に供する旅客船に係る法定の検査に伴い人の運送が一時的に休止することで地域住民の日常生活又は社会生活への影響が生ずるおそれがあるものにおける利用者の利便

(新設)

十一 (略)

(新設)

(新設)

を確保するために行う事業であつて、地方公共団体が次のイからハまでのいずれかに該当する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、この事業が行われなかった場合にその休止をすることとなる期間中、当該選定をした者（当該選定をした者がハに掲げる者である場合にあつては、当該一般旅客定期航路事業を営む者）に当該航路における船舶による人の運送（一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行うものに限る。）を実施させるものをいう。

イ 当該一般旅客定期航路事業を営む者に代わつて当該航路における船舶による人の運送を行う者

ロ 当該一般旅客定期航路事業を営む者から委託を受けて当該航路における船舶による人の運送を行う者

ハ 当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行う者

十四・十五（略）

十六 地域公共交通利便増進事業 地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業であつて、次に掲げるものをいう。

イ 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であつて、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

(1) (略)

(2) 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この(2)において同じ。）への転換

十一・十二（略）

十三 地域公共交通利便増進事業 地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業であつて、次に掲げるものをいう。

イ 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であつて、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

(1) (略)

(2) 次に掲げる事業の転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送者が行うものに限る。以下「自家用有償旅客運送」という。）から道路運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この(2)において同じ。）への転換

- (3) (i) (略)
(ii) (略)
(iii) (略)

ロ (略)

ハ イ又はロに規定する措置と併せて行う措置で地域公共交通の利用者の利便の増進を図るものとして国土交通省令で定めるものについて、地方公共団体がその実施を促進する事業
十七 十九 (略)

(国等の努力義務)

第四条 (略)

2 (略)

3 市町村は、公共交通事業者等、施設利用者用運送サービス提供者その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組みよう努めなければならない。
4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上、地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に並びに関係者相互間の連携と協働に努めなければならない。

(協議会)

第六条 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 三 (略)

四 地域公共交通の利用者、学識経験者、地域旅客運送サービスに係る地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体（次条第一項第三号において「連携促進団体」という。）
その他その当該地方公共団体が必要と認める者

3 9 (略)

- (3) (i) (略)
(ii) (略)
(iii) (略)

ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であつて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの
十四 十六 (略)

(国等の努力義務)

第四条 (略)

2 (略)

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組みよう努めなければならない。
4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に並びに関係者相互間の連携と協働に努めなければならない。

(協議会)

第六条 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 三 (略)

四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 9 (略)

(地域公共交通計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域公共交通計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する事業を実施しようとする者

二 (略)

三 連携促進団体

2 (略)

(軌道運送高度化実施計画の認定)

第九条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道運送高度化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 10 (略)

(道路運送高度化実施計画の認定)

第十四条 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送高度化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 11 (略)

(海上運送高度化実施計画の認定)

第十九条 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通

(地域公共交通計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域公共交通計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二 (略)

(新設)

2 (略)

(軌道運送高度化実施計画の認定)

第九条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道運送高度化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 10 (略)

(道路運送高度化実施計画の認定)

第十四条 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送高度化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 11 (略)

(海上運送高度化実施計画の認定)

第十九条 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通

大臣に対し、海上運送高度化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、同法第五条各号のいずれにも該当しない場合であること。

四 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業に該当するものについては、第一項の規定による認定の申請が海上運送法第二十条第二項又は第二十二條第二項において準用する同法第十九條の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

4～9 (略)

(鉄道事業再構築事業の実施)

第二十三条 (略)

2 鉄道事業再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 旅客鉄道事業の第二條第十号イからニまでに掲げる事業構造の変更及び利用者の利便を確保する措置の内容

四・五 (略)

大臣に対し、海上運送高度化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、海上運送高度化事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

四 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業に該当するものについては、第一項の規定による認定の申請が海上運送法第二十条第二項又は第二十二條第二項において準用する同法第十九條の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

4～9 (略)

(鉄道事業再構築事業の実施)

第二十三条 (略)

2 鉄道事業再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容

四・五 (略)

(削る)

六 鉄道事業再構築事業の実施により見込まれる効果

七 (略)

3 前項第三号に掲げる事項には、鉄道事業再構築事業の実施に係る鉄道事業法の許可、認可若しくは確認の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

(鉄道事業再構築実施計画の認定)

第二十四条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道事業再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その鉄道事業再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、次のイからリまでに掲げる許可、認可又は確認を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからリまでに定める基準に適合すること。

イ・ロ (略)

ハ 鉄道事業法第十二条第一項の認可(同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。) 同法第十二条第四項において準用する同法第八条第二項の規定により当該認可をしなければならない場合に該当すること。

ニ 鉄道事業法第十二条第四項において準用する同法第九条第一項の認可(同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。) 同法第十二条第四項において準用

する同法第九条第二項において準用する同法第八条第二項の

六 利用者の利便の確保に関する事項

七 鉄道事業再構築事業の効果

八 (略)

(新設)

(鉄道事業再構築実施計画の認定)

第二十四条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道事業再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その鉄道事業再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、次のイからへまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからへまでに定める基準に適合すること。

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

規定により当該認可をしなければならない場合に該当すること。

ホ 鉄道事業法第十三条第一項又は第二項の確認（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。）

同法第十三条第一項（同条第二項の規定により同条第一項の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により当該確認をする場合に該当すること。

ヘ リ （略）

四 （略）

3 9 （略）

（鉄道事業法の特例）

第二十五条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者がその鉄道事業再構築実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。）を受けたときは、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の許可、同法第七条第一項若しくは第十二条第一項、同法第四項において準用する同法第九条第一項若しくは同法第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の確認を受け、又は同法第七条第三項若しくは第十二条第二項、同法第四項において準用する同法第九条第三項若しくは同法第十三条第三項、第十六条第三項、第四項若しくは第八項、第十七条若しくは第二十八条第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可、認可若しくは確認を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 （略）

（地方債の特例）

第二十五条の二 地方公共団体が、認定鉄道事業再構築実施計画に

（新設）

ヘ リ （略）

四 （略）

3 9 （略）

（鉄道事業法の特例）

第二十五条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者がその鉄道事業再構築実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。）を受けたときは、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の許可若しくは同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の確認を受け、又は同法第七条第三項、第十六条第三項、第四項若しくは第八項若しくは第十七条の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 （略）

（新設）

定められた鉄道事業再構築事業（第二条第十号ホに掲げる措置に係る部分に限る。）で総務省令で定めるものに関する助成を行うおうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法第五条各号に規定する経費のいづれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第二十六条の二（略）

第七節 自動車地域旅客運送サービス再構築事業

（自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施）

第二十六条の三 地域公共交通計画において、自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するため計画（以下「自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するものとする。

2| 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一| 自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施する区域
- 二| 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の内容（次号に掲げるものを除く。）
- 三| 地方公共団体によるあつせんその他支援の内容
- 四| 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施予定期間
- 五| 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により見込まれる効果
- 六| 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により提供される地域旅客運送サービスの実施主体
- 七| 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により人員派

第二十七条（略）

（新設）

（新設）

遣等が行われる場合にあつては、人員派遣等の実施主体

八 第六号の地域旅客運送サービスの提供（前号に規定する場合にあつては、人員派遣等を含む。）に必要な資金の額及びその調達方法

九 前各号に掲げるもののほか、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施に係る道路運送法の許可、認可、認定、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

4 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係るバス路線等において運送を実施している者、当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させようとする者、当該者への人員派遣等を行う者その他の当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。

5 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画（第二項第二号に掲げる事項として営業区域外旅客運送（道路運送法第二十条に規定する営業区域外旅客運送をいう。以下同じ。））に関する事項を定めるものに限る。第二十六条の五第二項において同じ。）を作成するときは、あらかじめ、同法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者（前項の規定により同意を得た者を除く。）の同意を得なければならない。

6 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成するときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（前二項の規定により同意を得た者を除く。）、道路管理者、施設利用者運送サービス提供者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

7 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、施設利用者用運送サービス提供者及び公安委員会に送付しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の変更について準用する。

(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定)
第二十六条の四 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定める事項が自動車地域旅客運送サービス再構築事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからトまでに掲げる許可、認可又は認定を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからトまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号に掲げる基準

(新設)

- ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準
- ハ 道路運送法第九条の三第一項の認可 同条第二項の基準
- ニ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準
- ホ 道路運送法第二十条第二号の規定による輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがない旨の認定 同号の国土交通省令で定める場合に該当し、かつ、当該おそれがないこと。
- ヘ 道路運送法第三十五条第一項の許可 同条第二項の基準
- ト 道路運送法第三十六条第二項の認可 同条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準
- 四 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。
- 五 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録を受けなければならないものについては前項の規定による認定の申請の内容が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも、同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては当該申請の内容が同条第二項において読み替えて準用する同法第七十九条の四第一項第五号又は第六号のいずれにも該当しないこと。
- 六 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等に限る。）のうち、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイ又はロに掲げる認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイ又はロに定める基準に適合すること。

- イ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準
- ロ 道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第一項の認可 同法第四十三条第五項において読み替えて準用する同法第十五条第二項において準用する同法第四十三条第三項各号に掲げる基準
- 3| 国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に道路運送法第九条第一項又は第九条の三第一項の認可を要する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。
- 4| 国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
- 5| 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 6| 第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 7| 第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。
- 8| 国土交通大臣は、第二項の認定に係る自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」という。）が第二項

各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた前条第二項第六号若しくは第七号に規定する実施主体が当該認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第二項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(道路運送法の特例)

第二十六条の五 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。次項及び第四項において同じ。）を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等を除く。次項及び第三項において同じ。）のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項若しくは第三十五条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項若しくは第三十六条第二項の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗合旅客自動車運送事業について同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第六項若しくは同法第十五条の三の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗用旅客自動車運送事業について同法第九条の三第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第七十九条の十一の規定による届出をしなければならぬものについては

(新設)

、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2| 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、営業区域外旅客運送に該当するものについては、道路運送法第二十条本文の規定は、適用しない。

3| 認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業を実施するために、当該事業に係る一般乗合旅客自動車運送事業について路線（道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行に係るものに限る。）又は事業を休止し、又は廃止するときは同法第十五条の二第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、当該事業に係る一般乗用旅客自動車運送事業について事業を休止し、又は廃止するときは同条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

4| 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等に限る。）のうち、道路運送法による旅客自動車運送事業について同法第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業について同法第三十五条第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬものにつ

いては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

〔施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者の協力〕
第二十六条の六 施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

第八節 海上運送利便確保事業

〔海上運送利便確保事業の実施〕

第二十六条の七 地域公共交通計画において、海上運送利便確保事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して海上運送利便確保事業を実施するための計画（以下「海上運送利便確保実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該海上運送利便確保事業を実施するものとする。

2| 海上運送利便確保実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一| 海上運送利便確保事業を実施する区域
- 二| 海上運送利便確保事業の内容
- 三| 海上運送利便確保事業の実施予定期間
- 四| 海上運送利便確保事業の実施により見込まれる効果
- 五| 海上運送利便確保事業の実施による人の運送の実施主体
- 六| 海上運送利便確保事業の実施により第二十三条第八号に規定する船舶の貸渡しが行われる場合にあつては、当該船舶の貸渡しの実施主体
- 七| 第五号の人の運送（前号に規定する場合にあつては、同号の船舶の貸渡しを含む。）に必要な資金の額及びその調達方法

（新設）

（新設）

（新設）

八 前各号に掲げるもののほか、海上運送利便確保事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、海上運送利便確保事業の実施に係る海上運送法の許可、認可若しくは登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

4 地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該海上運送利便確保事業に係る航路において一般旅客定期航路事業を営む者、当該航路において船舶による人の運送を実施させようとする者、当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行おうとする者その他の当該海上運送利便確保事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。

5 地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成するときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（前項の規定により同意を得た者を除く。）及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。

6 地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成したときは、遅滞なく、これに関係する公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。

7 前三項の規定は、海上運送利便確保実施計画の変更について準用する。

（海上運送利便確保実施計画の認定）

第二十六条の八 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、海上運送利便確保実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その海上運送利便確保実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする

（新設）

- 一 海上運送利便確保実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 海上運送利便確保実施計画に定める事項が海上運送利便確保事業を確実に遂行するため適切なるものであること。
- 三 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合すること。
- イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号に掲げる基準
- ロ 海上運送法第七条第三項の認可 同条第四項の基準
- ハ 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準
- ニ 海上運送法第十一条の二第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基準
- 四 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第五条各号のいずれにも該当しない場合であること。
- 五 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請の内容が同条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。
- 国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、海上運送利便確保実施計画に海上運送法第七条第三項の認可を要する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

4| 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る海上運送利便確保実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5| 第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6| 第二項及び第三項の規定は、第四項の認定について準用する。
7| 国土交通大臣は、第二項の認定に係る海上運送利便確保実施計画（第四項の変更の認定又は第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定海上運送利便確保実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定海上運送利便確保実施計画に定められた前条第二項第五号若しくは第六号に規定する実施主体が当該認定海上運送利便確保実施計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8| 第二項の認定、第四項の変更の認定及び第五項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（海上運送法の特例）

第二十七条 地方公共団体がその海上運送利便確保実施計画について前条第二項の認定（同条第四項の変更の認定を含む。）を受けたときは、当該海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第三項、第十一条第一項若しくは第十一条の二第二項の認可を受け、又は同法第六条、第七条第一項若しくは第十一条の二第一項若しくは第四項の規定による届出をしなればならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについて

（新設）

は、同項の規定により登録を受けたものとみなす。

第九節 地域旅客運送サービス継続事業

(地域旅客運送サービス継続事業の実施)

第二十七条の二 地域公共交通計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域旅客運送サービス継続事業を実施するための計画（以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施するものとする。

2 地域旅客運送サービス継続実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 地域旅客運送サービス継続事業の内容（次号に掲げるものを除く。）
- 三・四 (略)
- (削る)

五 地域旅客運送サービス継続事業の実施により見込まれる効果

六 地域旅客運送サービス継続事業の実施により引き続き実施される運送の実施主体

七 前号の運送に必要な資金の額及びその調達方法

八 (略)

3 前項第二号に掲げる事項には、地域旅客運送サービス継続事業の実施に係る道路運送法又は海上運送法の許可、認可若しくは認定の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

第七節 地域旅客運送サービス継続事業

(地域旅客運送サービス継続事業の実施)

第二十七条の二 地域公共交通計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域旅客運送サービス継続事業を実施するための計画（以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2 地域旅客運送サービス継続実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 地域旅客運送サービス継続事業の内容（次号に掲げるものを除く。）及びその実施主体
- 三・四 (略)
- 五 地域旅客運送サービス継続事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 地域旅客運送サービス継続事業の効果

(新設)

七 (新設)

(略)

(新設)

4| 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る路線等において運送を実施している者、当該路線等において運送を実施させようとする者その他の当該地域旅客運送サービス継続事業に係る者を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。

5| 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画（第二項第二号に掲げる事項として営業区域外旅客運送に関する事項を定めるものに限る。第二十七条の四第二項において同じ。）を作成するときは、あらかじめ、道路運送法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者（前項の規定により同意を得た者を除く。）の同意を得なければならない。

6| 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成するときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（前二項の規定により同意を得た者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

7| (略)

8| 第四項から前項までの規定は、地域旅客運送サービス継続実施計画の変更について準用する。

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)
第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域旅客運送サービス継続実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するため適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その地域旅客運送サービス継続実施計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするも

3| 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む者、当該路線等における運送を実施させようとする者その他の当該地域旅客運送サービス継続事業に係る者を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。

(新設)

4| 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成するときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（前項に規定する者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

5| (略)

6| 前三項の規定は、地域旅客運送サービス継続実施計画の変更に

ついて準用する。

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)
第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域旅客運送サービス継続実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その地域旅客運送サービス継続実施計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするも

のとす。

一・二 (略)

三 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからホまでに掲げる許可、認可又は認定を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからホまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号に掲げる基準

ロ・ハ (略)

二 道路運送法第二十条第二号の規定による輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがない旨の認定 同法の国土交通省令で定める場合に該当し、かつ、当該おそれがないこと。

ホ (略)

四 (略)

五 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからへまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからへまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号に掲げる基準

ロ・ハ (略)

六 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、同法第五条各号のいずれにも該当しない場合であること。

3

国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、地域旅客運

のとす。

一・二 (略)

三 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号(第二号を除く。ハ及びニにおいて同じ。)に掲げる基準

ロ・ハ (略)

(新設)

二 (略)

四 (略)

五 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからへまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからへまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号(第三号を除く。ハにおいて同じ。)に掲げる基準

ロ・ハ (略)

六 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

3

国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、地域旅客運

送サービス継続実施計画に道路運送法第九条第一項の認可又は海上運送法第七条第三項の認可を要する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

4～7 (略)

8 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域旅客運送サービス継続実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた前条第二項第六号に規定する実施主体が当該認定地域旅客運送サービス継続実施計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 (略)

(道路運送法の特例)

第二十七条の四 地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第九条第一項、第十五条第一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第九条第三項、第四項若しくは第六項、第十五条第三項若しくは第四項若しくは第十五条の三の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2

地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該地域旅客運送サービス

送サービス継続実施計画に道路運送法第九条第一項の認可又は海上運送法第七条第三項の認可を要する事項に関する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

4～7 (略)

8 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域旅客運送サービス継続実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施すべき者が当該認定地域旅客運送サービス継続実施計画に従つて地域旅客運送サービス継続事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 (略)

(道路運送法の特例)

第二十七条の四 地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第九条第一項、第十五条第一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第九条第三項、第四項若しくは第六項、第十五条第三項若しくは第四項若しくは第十五条の三の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2

地方公共団体が、道路運送法第二十条に規定する営業区域外旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業に該当する地域旅客運

継続実施計画に定められた事業のうち、営業区域外旅客運送に該当するものについては、道路運送法第二十条本文の規定は、適用しない。

3 認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業を実施するために、当該事業に係る従前の一般乗合旅客自動車運送事業について路線（道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行に係るものに限る。）又は事業を廃止することが必要となる場合においては、同法第十五条の二第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

（海上運送法の特例）

第二十七条の五 地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第三項、第十条第一項、第十一条の二第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第六条、第七条第一項、第十一条第三項若しくは第十一条の二第一項若しくは第四項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業を実施するために、当該事業に係る従前の一般旅客定期航路事業について廃止することが必要となる場合においては、海上運送法第十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

送サービス継続事業が定められた地域旅客運送サービス継続実施計画であつて同条第二号の国土交通省令で定める関係者の同意を得たものについて、前条第二項の認定を受けたときは、当該運送については、同号の協議が調い、かつ、同号の規定により国土交通大臣が認めたものとみなす。

3 認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施するために、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る従前の一般乗合旅客自動車運送事業について路線（道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行に係るものに限る。）又は事業を廃止することが必要となる場合においては、同法第十五条の二第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

（海上運送法の特例）

第二十七条の五 地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第三項、第十一条第一項、第十二条第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第六条、第七条第一項、第十一条第三項若しくは第十一条の二第一項若しくは第四項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施するために、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る従前の一般旅客定期航路事業について廃止することが必要となる場合においては、海上運送法第十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

第十節 貨客運送効率化事業

(貨客運送効率化実施計画の認定)

第二十七条の七 貨客運送効率化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、貨客運送効率化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 12 (略)

第十一節 地域公共交通利便増進事業

(地域公共交通利便増進事業の実施)

第二十七条の十四 地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域公共交通利便増進事業を実施するための計画(以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該地域公共交通利便増進事業を実施するものとする。

2 地域公共交通利便増進実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 地域公共交通利便増進事業の内容(次号に掲げるものを除く。)

三・四 (略)

(削る)

ことを要しない。

第八節 貨客運送効率化事業

(貨客運送効率化実施計画の認定)

第二十七条の七 貨客運送効率化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、貨客運送効率化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 12 (略)

第九節 地域公共交通利便増進事業

(地域公共交通利便増進事業の実施)

第二十七条の十四 地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域公共交通利便増進事業を実施するための計画(以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該地域公共交通利便増進事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2 地域公共交通利便増進実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 地域公共交通利便増進事業の内容(次号に掲げるものを除く。及びその実施主体)

三・四 (略)

五 地域公共交通利便増進事業の実施に必要な資金の額(第三号に規定する負担額を除く。)及びその調達方法

五 地域公共交通利便増進事業の実施により見込まれる効果
六 地域公共交通利便増進事業の実施により促進される第二条第

十六号イからハまでに規定する措置（以下「利便増進措置」という。）の実施主体

七 利便増進措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
八（略）

3 前項第二号に掲げる事項には、地方公共団体が地域公共交通利便増進事業に関し利便増進措置の実施主体として地域公共交通利便増進実施計画に定めようとする者との間において運行系統、運行回数その他の実施方法に関する協定を締結しているときは、当該協定に定められた実施方法に関する事項を記載することができる。

4 第二項第二号に掲げる事項には、地域公共交通利便増進事業の実施に係る鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許可、認可、特許、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

5 地方公共団体は、地域公共交通利便増進実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該地域公共交通利便増進事業に係る利便増進措置を実施させようとする者その他の当該地域公共交通利便増進事業に關係を有する者として国土交通省令で定める者（当該地域公共交通利便増進実施計画に第三項に規定する事項を記載する場合における同項に規定する者（次項において「協定締結実施主体」という。）を除く。）の同意を得なければならない。

6（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の認定）

第二十七条の十五（略）

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通利便増進実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものと

六 地域公共交通利便増進事業の効果
（新設）

七（新設）
（略）

3 前項第二号に掲げる事項には、地方公共団体が地域公共交通利便増進事業に関し同号の実施主体として地域公共交通利便増進実施計画に定めようとする者との間において運行系統、運行回数その他の実施方法に関する協定を締結しているときは、当該協定に定められた実施方法に関する事項を記載することができる。

（新設）

4 地方公共団体は、地域公共交通利便増進実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該地域公共交通利便増進事業に係る地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者その他の当該事業に關係を有する者として国土交通省令で定める者（当該地域公共交通利便増進実施計画に前項に規定する事項を記載する場合における同項に規定する者（次項において「協定締結実施主体」という。）を除く。）の同意を得なければならない。

5（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の認定）

第二十七条の十五（略）

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通利便増進実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものと

する。

一・二 (略)

三 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号に掲げる基準

ロ・ハ (略)

四 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

五 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、旅客軌道事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ・ハ (略)

六 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号に掲げる基準

ロ・ハ (略)

七 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置の

する。

一・二 (略)

三 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号(第三号を除く。ロにおいて同じ。)に掲げる基準

ロ・ハ (略)

四 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

五 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ・ハ (略)

六 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号(第二号を除く。ハにおいて同じ。)に掲げる基準

ロ・ハ (略)

七 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一

うち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。

八 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録を受けなければならないものについては前項の規定による認定の申請の内容が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも、同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては当該申請の内容が同条第二項において読み替えて準用する同法第七十九条の四第一項第五号又は第六号のいずれにも該当しないこと。

九 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号に掲げる基準

ロ ニ (略)

十 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第五条各号のいずれにも該当しない場合であること。

十一 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、貨客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請の内容が同条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しない

一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。

八 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも該当しないこと。

九 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号(第三号を除く。ハにおいて同じ。)に掲げる基準

ロ ニ (略)

十 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

十一 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

こと。

十二 地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、一般不定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十二條第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請の内容が同条第二項において準用する同法第十九條の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

3
37 (略)

8 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域公共交通利便増進実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域公共交通利便増進実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置の実施主体が当該認定地域公共交通利便増進実施計画に従って利便増進措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9
(略)

(鉄道事業法の特例)

第二十七條の十六 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、鉄道事業法第三條第一項の許可若しくは同法第七條第一項若しくは第十六條第一項の認可を受け、又は同法第七條第三項、第十六條第三項、第四項若しくは第八項、第十七條、第二十八條第一項若しくは第二十八條の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

十二 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、

一般不定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十二條第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同条第二項において準用する同法第十九條の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

3
37 (略)

8 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域公共交通利便増進実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域公共交通利便増進実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施すべき者が当該認定地域公共交通利便増進実施計画に従って地域公共交通利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9
(略)

(鉄道事業法の特例)

第二十七條の十六 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業のうち、鉄道事業法第三條第一項の許可若しくは同法第七條第一項若しくは第十六條第一項の認可を受け、又は同法第七條第三項、第十六條第三項、第四項若しくは第八項、第十七條、第二十八條第一項若しくは第二十八條の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(軌道法の特例)

第二十七条の十七 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、軌道法第三条の特許、同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可若しくは同法第二十二条ノ二の許可を受け、又は同法第十一条第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)

第二十七条の十八 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項、第四項若しくは第六項、第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三若しくは第三十八条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗用旅客自動車運送事業について同法第九条の三第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定により届出をしたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第

(軌道法の特例)

第二十七条の十七 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業のうち、軌道法第三条の特許、同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可若しくは同法第二十二条ノ二の許可を受け、又は同法第十一条第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)

第二十七条の十八 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項、第四項若しくは第六項、第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三若しくは第三十八条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗用旅客自動車運送事業について同法第九条の三第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定により届出をしたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第

第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置に係る自家用有償旅客運送を行う者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。

3 (略)

4 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業（当該地域公共交通利便増進事業に係るものを除く。以下「認定区域内計画外事業」という。）について、道路運送法第四条第一項の許可又は同法第十五条第一項の認可の申請があつた場合には、同法第四条第一項の許可の申請にあつては、当該認定区域内計画外事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であることのほか、同法第十五条第一項の認可の申請にあつては、当該認定区域内計画外事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合することのほか、当該認定区域内計画外事業の経営により、当該認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかを審査しなければならない。

5 5 9 (略)

(海上運送法の特例)

第二十七条の十九 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第三項、第十一条第一項若しくは第十一条

第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。

3 (略)

4 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業（当該地域公共交通利便増進事業に係るものを除く。以下「認定区域内計画外事業」という。）について、道路運送法第四条第一項の許可又は同法第十五条第一項の認可の申請があつた場合には、同法第四条第一項の許可の申請にあつては、当該認定区域内計画外事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該認定区域内計画外事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないことのほか、同法第十五条第一項の認可の申請にあつては、当該認定区域内計画外事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合することのほか、当該認定区域内計画外事業の経営により、当該認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかを審査しなければならない。

5 5 9 (略)

(海上運送法の特例)

第二十七条の十九 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第三項、第十一条第一項若しくは

の二第二項の認可を受け、又は同法第六条、第七条第一項、第十条第三項、第十一条の二第一項若しくは第四項若しくは第十六条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

(共通乗車船券)

第二十七条の二十 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けた場合において、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置を実施しようとする者が当該利便増進措置として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。

2 (略)

第十二節 雑則

(鉄道事業再構築実施計画等の作成に係る資料又は情報の提供等の協力の求め)

第二十八条 地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画、海上運送利便確保実施計画

は第十一条の二第二項の認可を受け、又は同法第六条、第七条第一項、第十一条第三項、第十一条の二第一項若しくは第四項若しくは第十六条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

(共通乗車船券)

第二十七条の二十 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けた場合において、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者が当該地域公共交通利便増進事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。

2 (略)

第十節 雑則

(新設)

、地域旅客運送サービス継続実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

(認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等)

第二十八条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業若しくは貨客運送効率化事業又は自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業(第二十六条の三第二項第六号又は第七号に規定する実施主体が行うものに限る。)、海上運送利便確保実施計画に定められた事業(第二十六条の七第二項第五号又は第六号に規定する実施主体が行うものに限る。)、地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業(第二十七条の二第二項第六号に規定する実施主体が行うものに限る。)(若しくは地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置(以下この項において「軌道運送高度化事業等」と総称する。))が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 地方公共団体は、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業、認定海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業、認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業若しくは認定貨客運送効率化実施計画に定められた貨客運送効率化事業又は認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業(第二十六条の三第二項第六号又は第七号に規定する実施主体が行うものに限る。)、認定海上運送利便確保実施計画に定められた事業(第二十六条の七第二項

(認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等)

第二十八条 地方公共団体は、地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業又は地域公共交通利便増進事業(以下「軌道運送高度化事業等」と総称する。))が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 地方公共団体は、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業、認定海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業、認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業、認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業、認定貨客運送効率化実施計画に定められた貨客運送効率化事業又は認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業(以下「認定軌道運送高度化事業等」と総称する。))について、前項の規

五号又は第六号に規定する実施主体が行うものに限る。第二十九条の二第一項において同じ。）、認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業（第二十七条の二第二項第六号に規定する実施主体が行うものに限る。）若しくは認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置（以下「認定軌道運送高度化事業等」と総称する。）について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくその要請に係る認定軌道運送高度化事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定軌道運送高度化実施計画、認定道路運送高度化実施計画、認定海上運送高度化実施計画、認定鉄道事業再構築実施計画、認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画、認定海上運送利便確保実施計画、認定地域旅客運送サービス継続実施計画、認定貨客運送効率化実施計画又は認定地域公共交通利便増進実施計画に従つて当該認定軌道運送高度化事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化又は再生を阻害している事実があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるべきことを命ずることができる。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による認定軌道運送高度化事業等の推進）

第二十九条の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、認定軌道運送高度化事業等（認定海上運送利便確保実施計画に定められた事業を除く。第一号にお

定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくその要請に係る認定軌道運送高度化事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定軌道運送高度化実施計画、認定道路運送高度化実施計画、認定海上運送高度化実施計画、認定鉄道事業再構築実施計画、認定地域旅客運送サービス継続実施計画、認定貨客運送効率化実施計画又は認定地域公共交通利便増進実施計画に従つて当該認定軌道運送高度化事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を阻害している事実があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるべきことを命ずることができる。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による軌道運送高度化事業等の推進）

第二十九条の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業等を推進するため、次の業務を行う。

て同じ。)を推進するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

2・3 (略)

(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)

第二十九条の九 前章第五節及び第十二節(第二十九条を除く。)の規定は前条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)(再構築方針)という。)に鉄道事業再構築事業に関する事項が定められた場合における当該鉄道事業再構築事業について、同章第十一節(第二十七条の十七及び第二十七条の十九を除く。)及び第十二節(第二十九条を除く。)の規定は公表再構築方針に地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められた場合における当該地域公共交通利便増進事業について、第二十九条の規定は公表再構築方針に定められた目標を達成するために行う事業について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条第一項中「地域公共交通計画において」とあるのは「第二十九条の三第一項に規定する再構築方針(第二十七条の十四第一項、第二十八条の二第一項及び第二十九条の二第一項において「再構築方針」という。)において」と、「当該地域公共交通計画」とあるのは「当該再構築方針」と、同項及び第二十七条の十四第一項中「地方公共団体」とあるのは「第二十九条の三第一項に規定する再構築協議会の構成員である地方公共団体」と、同項、第二十八条の二第一項及び第二十九条の二第一項中「地域公共交通計画」とあるのは「再構築方針」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第三十八条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる事業を実施する者に対し、当該各号に掲げる事業の実施状況について報告を求めることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)

第二十九条の九 前章第五節及び第十節(第二十九条を除く。)の規定は前条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)(再構築方針)という。)に鉄道事業再構築事業に関する事項が定められた場合における当該鉄道事業再構築事業について、同章第九節(第二十七条の十七及び第二十七条の十九を除く。)及び第十節(第二十九条を除く。)の規定は公表再構築方針に地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められた場合における当該地域公共交通利便増進事業について、第二十九条の規定は公表再構築方針に定められた目標を達成するために行う事業について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条第一項中「地域公共交通計画において」とあるのは「第二十九条の三第一項に規定する再構築方針(第二十七条の十四第一項、第二十八条の二第一項及び第二十九条の二第一項において「再構築方針」という。)において」と、「当該地域公共交通計画」とあるのは「当該再構築方針」と、同項及び第二十七条の十四第一項中「地方公共団体」とあるのは「第二十九条の三第一項に規定する再構築協議会の構成員である地方公共団体」と、同項、第二十八条の二第一項及び第二十九条の二第一項中「地域公共交通計画」とあるのは「再構築方針」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第三十八条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる事業を実施する者に対し、当該各号に掲げる事業の実施状況について報告を求めることができる。

一・二 (略)

三 第二十九条の九において準用する第二十七条の十五第二項の認定に係る地域公共交通利便増進実施計画(同条第五項の変更の認定又は同条第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)に定められた利便増進措置

四・五 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の十八第七項(第二十九条の九において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定又は第二十八条の二第四項(第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

二・三 (略)

一・二 (略)

三 第二十九条の九において準用する第二十七条の十五第二項の認定に係る地域公共交通利便増進実施計画(同条第五項の変更の認定又は同条第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)に定められた地域公共交通利便増進事業

四・五 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の十八第七項(第二十九条の九において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定又は第二十八条第四項(第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

二・三 (略)

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減）</p> <p>第八十三条の四 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第二号イに規定する鉄道事業者（同法第二十五条第一項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定により鉄道事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者を含む。）が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する認定鉄道事業再構築実施計画（令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に同法第二十四条第二項（同条第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）及び同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に基づき同法第二条第十号に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅客鉄道事業の用に供する土地又は建物で政令で定めるものの所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の移転の登記にあつては千分の五とする。</p>	<p>（認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減）</p> <p>第八十三条の四 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第二号イに規定する鉄道事業者（同法第二十五条第一項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定により鉄道事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者を含む。）が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する認定鉄道事業再構築実施計画（令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に同法第二十四条第二項（同条第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）及び同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に基づき同法第二条第九号に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅客鉄道事業の用に供する土地又は建物で政令で定めるものの所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の移転の登記にあつては千分の五とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い）</p> <p>第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十六条の三第一項（自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施）に規定する自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の同法第二十六条の四第二項（自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定、同法第二十六条の七第一項（海上運送利便確保事業の実施）に規定する海上運送利便確保実施計画の同法第二十六条の八第二項（海上運送利便確保実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定、同法第二十七条の二第一項（地域旅客運送サービス継続事業の実施）に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定若しくは同法第二十七条の四第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の認定又は同法第二十九条の四第一項（交通手段再構築実証事業計画の作成）に規定する交通手段再構築実証事業計画の同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十六条の三第四項の同意をした者</p>	<p>（認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い）</p> <p>第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域旅客運送サービス継続事業の実施）に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定若しくは同法第二十七条の十四第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の認定又は同法第二十九条の四第一項（交通手段再構築実証事業計画の作成）に規定する交通手段再構築実証事業計画の同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者若しくは同法第二十七条の十四第四項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体（以下この条において「協定締結実施主体」という。）又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）については、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に</p>

、同法第二十六條の七第四項の同意をした者、同法第二十七條の二第四項の同意をした者若しくは同法第二十七條の十四第五項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体（以下この条において「協定締結実施主体」という。）又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九條の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同法第二項第二号の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）については、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に係る同法第二十六條の四第一項の規定による申請、当該海上運送利便確保実施計画に係る同法第二十六條の八第一項の規定による申請、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る同法第二十七條の三第一項の規定による申請若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十七條の十五第一項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九條の四第四項の規定による協議の申出を、これらの同意をした者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一〇四（略）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三―六関係）

一〇百二十四（略）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率

係る同法第二十七條の十五第一項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九條の四第四項の規定による協議の申出を、これらの同意をした者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一〇四（略）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三―六関係）

一〇百二十四（略）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率

百二十五 道路運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録

(注) 地域再生法第十七条の五十二(一般旅客自動車運送事業の許可等の特例)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)、第二十六条の五第一項(道路運送法の特例)、第二十七条の四第一項(道路運送法の特例)、第二十七条の十(道路運送法の特例)、第二十七条の十八第一項(道路運送法の特例)(同法第二十九条の九(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)、第二十九条の七第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第一項(道路運送法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十一第三項(住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第九項において準用する場合を含む。))の規定による道路運送高度化実施計画の認定、同法第二十六条の四第二項(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)(同条第七項にお

百二十五 道路運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録

(注) 地域再生法第十七条の五十二(一般旅客自動車運送事業の許可等の特例)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)、第二十七条の四第一項(道路運送法の特例)、第二十七条の十(道路運送法の特例)(同法第二十九条の九(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)、第二十九条の七第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第一項(道路運送法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十一第三項(住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第九項において準用する場合を含む。))の規定による道路運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項(貨客運送効率化実施計画の認定)(同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、

いて準用する場合を含む。)の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項(貨客運送効率化実施計画の認定)(同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定、同法第二十九条の四第六項(交通手段再構築実証事業計画の作成)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項(道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十六条の五第四項若しくは第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第八条の八第一項(道路運送法の特例)若しくは第十三条第一項(道路運送法の特例)の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十六条の四第二項の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定若しくは同法第三十条第八項において準用

同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定、同法第二十九条の四第六項(交通手段再構築実証事業計画の作成)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項(道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第八条の八第一項(道路運送法の特例)若しくは第十三条第一項(道路運送法の特例)の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第八項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項(事業者計画の認可)の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十一条第四項(活性化事業計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の

<p>関する法律第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七第十四項（福島復興再生計画の認定）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の第二項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による福島復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。</p>	<p>(略)</p>	<p>百二十五の二 (略)</p>	<p>百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録 (注) 地域再生法第十七条の五十三（自家用有償旅客運送の登録等の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第十七条の三十六第二十九項（地域住宅団地再生事業計画の作成）（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定による地域住宅団地再生事業計画の公表又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十六条の五第一項若しくは第四項（道路運送法の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十六条の四第二項（自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定）（同条第</p>
---	------------	-------------------	---

<p>定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。</p>	<p>(略)</p>	<p>百二十五の二 (略)</p>	<p>百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録 (注) 地域再生法第十七条の五十三（自家用有償旅客運送の登録等の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第十七条の三十六第二十九項（地域住宅団地再生事業計画の作成）（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定による地域住宅団地再生事業計画の公表又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十八第一項（道路運送法の特例）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同</p>
---	------------	-------------------	---

特例)、第二十七条の十九(海上運送法の特例)若しくは第三十五条第一項(海上運送法の特例)の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九条第三項(海上運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十六条の八第二項(海上運送利便確保実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可とみなし、同法第二十条、第二十七条、第二十七条の十九又は第三十五条第一項の規定により貨客定期航路事業の登録又は一般不定期航路事業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十六条の八第二項の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定又は同法第三十

送法の特例)若しくは第三十五条第一項(海上運送法の特例)の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九条第三項(海上運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可とみなし、同法第二十条、第二十七条の十九又は第三十五条第一項の規定により貨客定期航路事業の登録又は一般不定期航路事業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定又は同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定はこれらの登録とみなす。

条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定
はこれらの登録とみなす。

(略)

(略)

(略)

百三十四～百六十 (略)

(略)

(略)

(略)

百三十四～百六十 (略)

○ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）（附則第五条関係）

※物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総合効率化計画の認定） 第六条（略）</p> <p>2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一～五（略）</p> <p>六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）<u>第二条第十五号</u>に規定する貨客運送効率化事業をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体を</p> <p>3～14（略）</p>	<p>（総合効率化計画の認定） 第六条（略）</p> <p>2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一～五（略）</p> <p>六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）<u>第二条第十二号</u>に規定する貨客運送効率化事業をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体を</p> <p>3～14（略）</p>